

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B製作所(現在は、C株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月16日から同年4月1日まで

昭和35年4月にA株式会社に入社し、平成16年6月まで継続して勤務していたが、同社B製作所から同社D製作所に異動した昭和45年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社が保管している申立人の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和45年4月1日に同社B製作所から同社D製作所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B製作所に係る昭和45年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B製作所（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月16日から同年4月1日まで

昭和34年6月にA株式会社に入社し、昭和60年3月まで継続して勤務していたが、同社B製作所から同社D製作所に異動した昭和45年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社が保管している申立人の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B製作所から同社D製作所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B製作所に係る昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

A株式会社の勤務期間のうち、同社D工場から同社C工場に異動した昭和30年5月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和30年5月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の人事記録及び複数の同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間に

において5人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

A株式会社の勤務期間のうち、同社D工場から同社C工場に異動した昭和30年5月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和30年5月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の人事記録及び複数の同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間に

において5人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年6月までの期間及び同年10月から16年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月から15年6月まで
② 平成15年10月から16年1月まで

平成14年にA(株)を退職後、母親に勧められ、B市C区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料は同区役所で毎月納付していた。その後、15年にD(株)を退職後も、同様に国民年金に加入し同区役所で保険料を納付していた。当時、国民健康保険にも加入しており、勤務していたときの厚生年金保険と健康保険の保険料の方が国民年金と国民健康保険の保険料よりも安かったことを覚えている。申立期間の保険料が未納であるのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年にA(株)を退職後と、15年にD(株)を退職後にC区役所で国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を同区役所で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、平成14年4月以降、市町村が実施していた国民年金保険料の収納事務は国に一元化されたことにより、市町村では保険料が納付できないことから、C区役所で保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①及び②に係る納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、併せて11か月間にわたる国民年金保険料の納付記録が全て漏れるとは

考え難い。

さらに、オンライン記録において、申立人に対して、平成 17 年 6 月 10 日付けで、国民年金保険料の納付を促すための国庫金納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間②の納付書が作成されたものと考えられるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の基礎年金番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間及び同年5月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和52年5月から53年3月まで

私は、昭和51年4月に父親に加入手続を依頼し、国民年金に加入し、国民年金保険料も父親に納付してもらっていた。申立期間当時は学生であり、国民年金に任意加入しているのに保険料を納付しないとは考えられない。年金手帳は2冊有り、1冊は昭和57年頃、社会保険事務所（当時）に回収されたが、その際に、国民年金手帳記号番号が削除され、納付記録が消されたと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月頃、国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料はその父親に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、これは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は昭和53年度から登載されていることとも整合しており、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳及び上記の収滞納リストにおいて、申立人は強制被保険者資格を取得していることが記載されており、これはオンライン記録とも一致しており、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い上、申立期間①及び②について、申立人の特殊台帳においても過年度納付を行った記録は見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日 昭和 51 年 4 月 1 日」と記載されているが、これは国民年金の加入手続や国民年金保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年3月までの期間及び15年4月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月から13年3月まで
② 平成15年4月

母親が私の国民年金加入手続及び申立期間①及び②の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行い、承認されていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その母親が学生納付特例の申請を行い、承認されているはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間①と申立期間②の間である平成13年度及び14年度の国民年金保険料については、平成13年5月1日及び14年5月1日に各年度の学生納付特例の申請を行い、13年6月22日及び14年7月24日にそれぞれ承認されていることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間①については、学生納付特例の申請が行われた形跡は見当たらず、このことは、申立人が申立期間当時居住していたA県B市の国民年金システムの記録に当該期間は未納と記録されていることとも整合している。

また、申立期間②について、後続する平成15年5月から16年3月までの期間は、15年6月6日に学生納付特例の申請が行われていることがB市の国民年金システムの記録及びオンライン記録により確認でき、制度上、学生納付特例の対象期間は申請のあった月の前月からとされていたことか

ら、上記の申請が行われた時点において、申立期間②については学生納付特例の承認を受けられなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の学生納付特例が承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。